

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	落札金額の公表については、お見込みのとおり総価のみです。
2	入札説明書11 その他（2） 契約書（案） 第18条	入札説明書11その他（2）に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書（案）第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後は契約書（案）第18条第1項の規定に基づき、協議を行うことは可能です。
3	入札説明書9 (4)	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	郵送による提出方法は、入札説明書9(4)イのとおりです。 入札回数は3回を限度としていますが、2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
4	入札付属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額（1）欄は力率割引（仕様書起債の標準力率100%）を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小計（1）（2）においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）する。 認められない場合、入札金額の積算においては、ご指示のとおりに行いますが、仮に弊社が落札した場合には、弊社の規程（上記のとおり）で各月の電気料金を算定することになりますが、ご了承いただけますか。	① 基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ② 入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。 上記回答のとおりです。
5	契約書（案）	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することがで	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。

番号	仕様書頁等	質問	回答
6	入札説明書9 (11)	<p>きる。</p> <p>不可の場合、協議いただくことは可能ですか。</p> <p>燃料費調整額について、「広島市を管轄するみなし小売電気業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとする」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。</p>	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりです。
7	入札説明書9 (11)	<p>各社が独自に定める燃料費等調整額（燃料費調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む）による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースを考えられます。</p> <p>落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮していただけますでしょうか。</p>	燃料費等調整額を各社独自の方法で算定することはできません。
8	その他	<p>政府による電気料金支援政策（令和7年度電気・ガス料金負担軽減支援事業）に基づく値引きは事業者によって値引きの適用期間が異なる場合があります。</p> <p>そのため、契約開始時点において他の事業者から支援政策に基づく値引きを受けられている場合、当社が落札することで、支援政策による値引きの適用期間が1カ月分短縮される（2026年4月分が適用されない）可能性があります。</p> <p>このような状況下でも、当社は入札への参加が可能でしょうか。</p>	問題ありません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。